

「**医業は重点業種**」
調査の連絡来たら
協会へ

* — 特集 — *

税務調査

カルテ提示の
強要は違法

税務調査における税務職員
の権限強化と納税者の義務強
化を盛り込んだ新国税通則法
に基づき調査が7月から本格
化する。納税者の同意を原則
とした任意調査であるにもか
かわらず、罰則を伴う強制的
な内容になる可能性がある。
医業は「調査重点業種」に指
定され、他業種と比べると調
査される割合が多い。納税者
の権利を守り、不当な税務調
査から身を守るには、どう対
応すれば良いのか。経税部が
ポイントを解説する。

ポイント2 調査日時の変更は可能

調査日時や場所の変更は、「合理的な理由」があれば変更することができ、(日時・場所について)変更するよう求めがある。



合理的な理由を付して、(日時・場所について)変更するよう求めがある。調査日時や場所の変更は、「合理的な理由」があれば変更することができ、(日時・場所について)変更するよう求めがある。税務調査は納税者の理解と協力を得て実施する任意調査であり、都合が悪い時は日時の変更を主張することは当然。しっかりと説明して調査日程を変更してもらうことが求められる。

税務調査の対応と心得 法改定で義務や罰則も

税務調査の連絡・調査官が来院

ポイント1

事前通知で11項目を確認

事前通知11項目

- ① 実地の調査を行うことの手配
- ② 調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査対象者の氏名など
- ⑨ 調査担当職員の名氏及び所属官署
- ⑩ 上記②③は変更が可能であること
- ⑪ 通知事項以外に非違が疑われる事となった事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明



税務調査の事前通知は、これまで法律に規定していません。口頭(電話)で調査の連絡が入ると、①実地調査を開始する日時②調査の目的③調査の対象となる税目④など11項目(表)が通知される。通知内容に項目でも漏れがあると通知不備となり、適正手続きを欠いた違法調査となる。書面での通知を求め

た。新法では、原則、納税者への事前通知を義務化している。口頭(電話)で調査の連絡が入ると、①実地調査を開始する日時②調査の目的③調査の対象となる税目④など11項目(表)が通知される。通知内容に項目でも漏れがあると通知不備となり、適正手続きを欠いた違法調査となる。書面での通知を求め

税務調査 事前通知チェックシート	
事前通知について (11項目が通知されます。チェックシートに記入して下さい)	
※2013(平成25)年1月1日からの税務調査に適用されます。これらの項目は納税者の権利として当然主張ができるものです。この表を使ってチェックしましょう。	
【記入日】平成 年 月 日 (曜日)	電話受付時刻 午前・午後 時 分
1 実地の調査を行うことの手配	①通知あり ②通知なし
2 調査官(担当者)の所属官署と氏名	() 税務署・国税局 () 部門 () 課 氏名 () 外 () 名 ※複数の場合は代表者氏名と臨場予定の人数が書かれます。
3 調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所	氏名 () 名称 () 住所 ()
4 調査日時 (※都合が悪ければ変更できます。)	月 日 時 分 ~ ※調査の期間が示された場合 () 日間
5 調査場所 (※都合が悪ければ変更できます。)	① 医業を指定 ② 違う場所を指定 ()
6 調査日と調査場所は合理的な理由があれば変更を協議できるといふ説明	(有・無)
7 調査の目的(理由)	① 所得の確認のため ② 長い間調査に来ていないため ③ 申告書の記載内容の確認のため ④ その他(具体的な理由)
8 調査の対象となる税目	① 所得税 ② 法人税 ③ 消費税 ④ 相続税 ⑤ 贈与税 ⑥ 印紙税 ⑦ その他 ()
9 調査の対象期間	年分・期 ~ 年分・期 ()
10 調査の対象となる帳簿書類や物件	① 総勘定元帳 ② 現金出納帳 ③ 通帳 ④ 領収証・請求書 ⑤ 日計表 ⑥ 資金台帳 ⑦ その他簿付帳簿 ⑧ 所得税法・消費税法の規定で保存義務のある事業に関する帳簿書類 ⑨ 帳簿書類の作成の基となった書類等 ⑩ 事業に関する資産及び取引に関する記録 ⑪ その他必要な物件(具体的に)
11 通知事項以外に非違が疑われる事となった事項は、改めて通知しなくても質問検査できるといふ説明	(有・無)

注)「事前通知チェックシート」は協会・経税部までお問い合わせください。

ポイント3

突然の調査には毅然と断る

税務調査は任意調査であり、突然の調査に对应する義務はない。身分証明書・質問検査書の提示を求め、氏名・所属を確認した上で、「診療中 hands are tied」などと対応し、事前通知をした上で調査に来てもらうようにする。

正な執行に支障を及ぼす恐れ——のいずれかに該当すると税務署長が認める場合だ。①または②に該当しないケースは法律違反となる。無予告調査では、調査を認めた税務署長の判断

を具体的に説明させ、適法な違法かを検討する必要がある。ただちに協会や税理士に相談することが求められる。無予告調査といえども、任意調査には変わりない。勝手に室内に入ったり、帳簿書類を見たりすることはできない。すべて納税者の承諾がなければ調査を開始することはできない。

と共に、通知内容を必ず記録する。事前通知は、「調査開始日前までに相当の時間的余裕を置いて」(国税庁事務運営指針)としており、前日の通知などはきっぱり断ることが必要だ。その上で、協会や税理士と相談し、対応を協議する。なお、電話での事前通知は税務職員かどうかの確認ができなかったら、十分に注意しなければならぬ。

